

## 会 議 結 果

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会  
日 時 平成 25 年 7 月 25 日（木）午後 3 時～午後 4 時 00 分  
場 所 厚木商工会議所 3 階中会議室 303 号室  
出席者 【構成員】  
厚木市 4 人（2 人欠席）  
愛川町 3 人  
清川村 3 人  
【組 合】  
事務局 6 人

### 【会議概要】

- 1 開 会
- 2 あいさつ 事務局長
- 3 自己紹介 委員自己紹介、組合職員紹介
- 4 案 件

#### （1）会長及び副会長の選出について

- ※ 構成員が属する選出母体において任期満了に伴う委員の変更が生じ、会長及び副会長が欠員となっているため、事務局長が仮議長となり進行
- 事務局から厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱の規定により、懇話会の会長及び副会長の選出について説明
- 構成員の互選により、会長に厚木市の渡邊勝三氏、副会長に愛川町の榎本照夫氏が選出される。

（会長あいさつ）

#### （2）平成 25 年度組合事業について【資料 1】

- 事務局から資料 1 により説明

### 【質疑等】

委 員） 保安林解除について、県との調整が不十分であったために、地元自治会からの書類が揃っていない不備があったと聞きます。残り 3 年足らずの期間で完成が可能なかどうか不安に感じている。

また、掘削残土の行き先について、村内で処分可能なのかお聞きしたい。

事務局) 保安林解除については、鋭意努力を重ねた結果、県央事務所から本庁へ進達する段階に入りました。進達にあたり、保安林解除に対する地元同意を最終的に書類で確認する必要があり、県から地元自治会による同意書をいただくよう指示があったため地元自治会に提出をお願いしているものであります。このため、関係図書の不備とか漏れというものではなく、本庁への進達の段階に入って書類を添付する必要があるとの指導に基づく書類の提出を地元自治会をお願いしているものであることをご理解いただきたい。

次に建設スケジュールの件ですが、平成28年度中の稼働を目指してこれまで進めてきております。保安林解除の予定告示を平成25年度中に林野庁からいただくことを前提して事務局も事業進捗に努力しているところです。この予定告示に続いて平成26年度には用地買収の手続き、そして工事に入ろうと鋭意進めている状況であり、平成28年度中には工事を完成するべく進めているところでございます。

残土処分に關しましては、民間処分場ではなく神奈川県指定残土処分場を予定しており、今年3月に県の指定残土処分場で処分できるよう手配をしたところです。

また、保安林解除事務を進める中でもこの残土処分に関しては厳格な確認がされておりまして、申請書の中でも県処分場で処分する旨記載していることを申し添えます。

委員) 県の残土処分指定処分場ということですが、この場所は村内ですか村外ですか。

事務局) 場所については、厚木地区建設発生土連絡協議会という団体に加盟したときに、清川村の近隣の候補としては3箇所あると聞いております。内容としては、煤ヶ谷に1箇所、七沢方面の厚木清川行政境に1箇所、そして国道412号の愛川町と厚木市の行政境(平山坂)に1箇所あるとのお話をいただいております。

委員) 残土処分は、15万㎡ということで相当な車輛台数になると思います。以前清川村内に残土処分場を設置するとの話があり組合組織を作ったという経過があります。

この組合は、現在休止しているところです。具体的に申しますとその処分場は村の中央地域です。組合ではこうした新たな残土処分場で残土を処分する考えがあるか伺います。

事務局) 保安林解除事務の中では的確・確実に残土処分が可能であるとの担保の意味で県の処分場を候補としてあげたものです。

なお、平成23年度には組合の構成自治体に残土の受け入れの可否について調査を行った結果、愛川町、清川村からは受入不可能、厚木市からは受入の可能性もありましたが、その後組合の工事の時期に合った受入は不可能との回答をいただいております。このため、確実な処分が可能よう厚木地区建設発生土連絡協議会に加

盟したものです。

委員) 圏央道の建設工事に関連して残土を運搬する車輛が清川村内で増えている。今後この工事が出る残土が増えるものと考えられる。圏央道関連の残土運搬車輛と最終処分場の残土運搬車輛が重なり、村を通過するダンプ車の増加が危惧される。残土捨て場については県にお任せというところもあると思いますが、この辺も含めて近場で処分できるよう県にお願いをしていただきたい。

事務局) 村内道路の車輛通過につきましては可能な限りの配慮をしていきたいと考えておりますが、圏央道工事につきましては、平成26年度に完成と聞いております。

委員) わかりました。

会長) 事務局説明のとおり圏央道の工事については、最終処分場建設開始の時期には完了している予定と聞いています。

### (3) 施設整備の進捗状況について【資料2】

#### ○ 事務局から資料2により説明

委員) 資料によると、中間処理場に関して「平成24年12月に厚木市が金田地区環境保全委員会及び金田地区自治会長から建設受け入れについての文書を受理」との記載がありますが、この時点では受入の方向で検討するということであつたはずであり、この点について説明願いたい。

事務局) 厚木市からいただいた資料を基に今回の資料を作成していますが、ご意見を踏まえて文書表現を厚木市と調整をしていきたいと思ひます。

委員) 資料の表現だけの問題ですので、今私が発言したとおり受入の方向で検討という趣旨でありますので、今日のところはそのようにご理解いただきたい。

委員) 中間処理場の件ですが、資料の中に再検討という言葉が多く見られます。これは、地元とは話し合いができないということなのでしょうか。

事務局) ごみ中間処理施設建設場所については、厚木市でその事務を行っています。この再検討委員会につきましては、厚木市の中に委員会を設けて検討がされたということでございます。

委員) 現実的には、候補地を金田1箇所に絞っているのですね。

事務局) 中間処理場建設候補地の事務は厚木市の事務ということであり、組合はその決定にしたがって事務を進めるという立場であります。

このため、この場でその詳細についてお話することは、控えたいと思ひます。あくまでも厚木市からの報告を基にして皆様にお知らせしているということで御理解をいただければと思ひます。

委員) 昨年、中間処理場の建設反対運動が新聞等で報道されました。この辺について、説明をいただければと思います。

事務局) 厚木市から正式なお話があるまでは、組合としてはこれ以上お話しはできませんので御理解をいただきますようお願いいたします。

委員) 中間処理場建設候補地については、微妙な時期にきておりますので、もう少しお待ちいただきたい。先ほども事務局から説明のとおりその時期が来たら細かく報告させていただきます。

委員) 資料2に最終処分場について「平成25年6月より実施設計業務に着手している。」と記載されていますが、最終処分場の設計に入ったということでしょうか。

事務局) そのとおりです。建設に関する詳細な設計に入ったということです。

## 5 その他

特になし

## 6 閉 会 榎本副会長